

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 特定警備に従事する者の確認
- ② 手続根拠 : 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法
第七条柱書、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則第十一条第一項
- ③ 手続対象者 : 特定警備計画の認定を受けた特定日本船舶の所有者（認定船舶所有者）
- ④ 提出時期 : 特定警備に従事する者の確認を受けようとするとき
- ⑤ 提出方法 : **特定警備に従事する者の確認申請書（※1）**を作成し、書類及び記録媒体を添付して、国土交通省海事局外航課へ提出して下さい
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則に定める書類及び記録媒体
- 第十一条 法第七条の規定による確認を受けようとする認定船舶所有者は、第四号様式による申請書に特定警備事業者には雇用されている者であって特定警備に従事するものに係る次に掲げる書類及び記録媒体を添えて提出しなければならない
- 一 旅券の写し
 - 二 住民票の写し又はこれに代わる書類
 - 三 特定警備事業者との雇用関係を示す書類
 - 四 特定警備事業者による教育訓練を受けたことを証する書類
 - 五 次条第一項第二号に規定する技能を有することを証する映像を記録した記録媒体
 - 六 医師が作成した診断書であって、法第七条第二号ロ又はハのいずれにも該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの
 - 七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも該当しないことを証する書類
- （詳しくは国土交通省海事局外航課へお問い合わせください。）
- ⑧ 申請書様式 : 特定警備に従事する者の確認申請書（第四号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省海事局外航課へお問い合わせ下さい

2. 窓口情報

- ①提出先 : 国土交通省海事局外航課 03-5253-8932
- ②受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- ③相談窓口 : 国土交通省海事局外航課

3. 手続情報

- ①審査基準 : 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法
第七条第一号及び第二号、海賊多発海域における日本船舶
の警備に関する特別措置法施行規則第十二条及び第十三条
- ②標準処理期間 : 約2ヶ月
- ③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

※1 第四号様式（第11条関係）

特定警備に従事する者の確認申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

印

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第7条の規定により、特定警備に従事する者の確認を申請します。

記

1. 特定警備計画の概要

【認定番号】 第 号

【認定年月日】 年 月 日

2. 特定警備に従事する者に関する事項

- (1) 国籍
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 性別
- (6) 旅券の番号

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。